

よくある質問(物流拠点機能強化支援事業)

No.	問	回答
1	採択については、申請順で決まるのか。	申請の順番については採択に影響ありません。
2	太陽光パネルは対象になるか。	今回の補助対象設備は、非常用を想定しているため、太陽光パネルは対象になりません。
3	非常用電源設備の型として、定置型や可搬型などの指定はあるか。	対象は定置型の非常用電源設備のみとします。
4	非常用電源設備の付属品となるタンクも補助対象となるか。	電源機能を担保するためには、燃料タンクが必須であるため補助の対象とします。
5	既に事務所の機能維持のために非常用電源を導入しているが、災害時において物流機能を維持できる非常用電源はありません。災害時において物流機能を維持するために追加で非常用電源を導入する際も補助の対象となるのか。	本補助金は、災害時においても物流機能を維持することを目的とした補助金であるため、事務所機能が維持できる非常用電源を持っていたとしても倉庫機能を維持するために新たに非常用電源を導入する場合は、補助対象となります。
6	倉庫部分だけでなく、事務所部分への施設整備も対象となるのか。	災害時において物流機能を維持するために必要であれば対象になります。
7	津波浸水地域外については、どのように確認すればよいでしょうか。	自治体が公表しているハザードマップ等をご確認ください。 なお、スムーズに申請にご対応させていただくため、施設基準の各要件(オ以外)を満たしていることを証明する書類について、併せて申請時にご提出をお願いします。
8	非常用発電設備、蓄電池の財産処分制限期間は何年か。	蓄電池電源設備、非常用発電設備ともに耐用年数を17年としておりますので、財産処分制限期間も17年とします。 (参考:減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年大蔵省令第15号)) 機械及び装置>前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの>その他の設備>主として金属製のもの